

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3224号から第3226号まで)

令和7年6月24日

横情審答申第3224号から第3226号まで

令和 7 年 6 月 2 4 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年7月13日旭高第723号から第725号までによる次の諮問について、別紙のとおり答
申します。

「令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について（特定文書
番号）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「決定通知書記載の行政文書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「開示請求書記載の行政文書」の各開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年6月6日付で行った別表の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の各一部開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、「個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 請求外案件の記番号をうたい実施機関が行った本件各処分は違法。取り消した上で請求文書の開示を求める。
- (2) 開示請求書に添った表題を掲題した上での開示を求める。
- (3) 単に根拠規定を示すだけで、本件審査請求人の不開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。また、どのような事実によって本件審査請求人の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されると判断したのか。また、なぜその規定が該当すると判断できたのか。請求外案件を仕立てた理由なき一部開示決定である。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、以下の文書と認められる。

ア 別表の請求番号 1 から 3 までの行政文書は、それぞれ令和 5 年度旭高第178号の「令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高2730号）」、同年度旭高第179号の「令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高2779号）」及び同年度旭高第181号の「令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高2780号）」の起案文書であり、いずれも起案用紙、弁明書等の案及び審査請求書で構成されている。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、その審査請求及び本人開示請求に係る個人の氏名及び住所を第 7 条第 2 項第 1 号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 1 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 本件審査請求文書に記載された、審査請求及び本人開示請求に係る氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 決定通知書の記載について

審査請求人は、「開示請求書に添った表題を掲題した上での開示を求める」と主張しているが、実施機関は本件各処分の一部開示決定通知書に対象行政文書の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。

また、審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が不開示とされた情報のどの部分に適用されているのかと理由付記の不備を主張するものと考え

えられるが、本件各処分では、各一部開示決定通知書において、不開示部分の概要、不開示規定、不開示規定を適用する理由を「4 不開示とする部分の概要」、「5 不開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により条例第7条第2項第1号に該当するのかわかることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。

(4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

請求 番号	答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書
1	第3224号	令和5年7月13日旭高第723号	令和5年4月27日付旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2730号)
2	第3225号	令和5年7月13日旭高第724号	令和5年4月27日付旭高第179号発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2779号)
3	第3226号	令和5年7月13日旭高第725号	令和5年4月27日付旭高第181号発出に係る回議文書及び施行文書一式	令和5年3月29日付審査請求に係る弁明書等の提出について(旭高2780号)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 7 月 1 3 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 3 月 2 5 日 (第 9 回 第 五 部 会)	・ 審議
令 和 7 年 5 月 2 7 日 (第 1 1 回 第 五 部 会)	・ 審議